

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 19 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 27 号

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 3 第 1 項第 2 号中「第 13 条の 3 第 1 号」を「第 13 条第 1 号」に改める。

第 31 条の 2 第 1 項第 1 号中「ためます」を「漏れた危険物を一時的に貯留する設備（以下「貯留設備」という。）」に改める。

第 31 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 31 条の 3 の 2 第 3 号中「ためます」を「貯留設備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。